

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

研修を要件とする 診療報酬点数2014（看護師編）

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

Nichi-Iko Medical Practice Institute Co.,Ltd

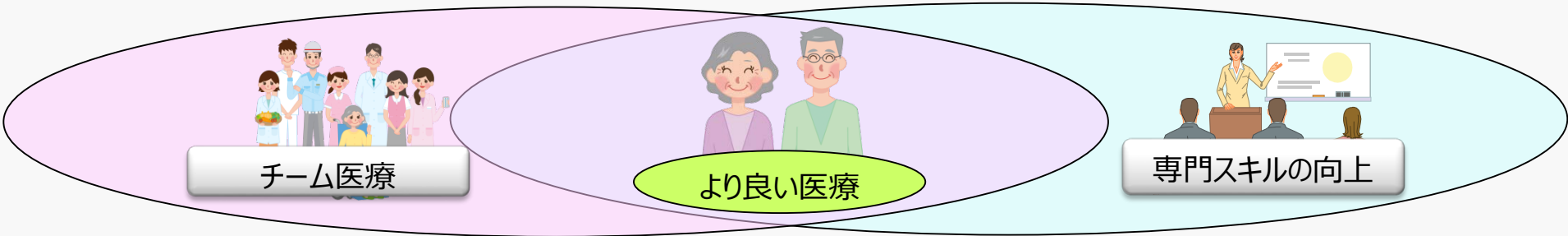
認定登録 医業経営コンサルタント登録番号 第6181号 三好悠介

資料No.20140827-368-4



株式会社 日医工医業経営研究所

資料作成 趣旨 & 目次



近年の診療報酬改定は、超少子高齢化社会にむけて、病床機能の役割分担や医療と介護の連携強化に重点が向けられており、その体制作りとしてチーム医療にも点数が設定されています。また、専門的なスキルに対しても診療報酬上での評価が高くなってきており、今後もさらにこういった傾向は続くものとみられます。

当資料は、数ある診療報酬点数の中から『研修』を算定要件とする点数だけを抜粋することで、通知や施設基準、疑義解釈等を取りまとめ、一望できる点数表として利用いただけるよう編集しております。

研修要件シリーズ

職種
職員全体（院内研修等）編
医師編
看護師編
薬剤師編
その他職種編

看護師（看護関連）

ページ	診療報酬点数 名称	ページ	診療報酬点数 名称
P4	看護必要度加算	P22	精神療養病棟入院料
P5	急性期看護補助体制加算	P23	認知症治療病棟入院料 2
P6	看護補助加算	P24	特定一般病棟入院料
P7	緩和ケア診療加算	P25	糖尿病合併症管理料
P8	有床診療所緩和ケア診療加算	P26、P27	がん患者指導管理料 1・2
P9	精神科リエゾンチーム加算	P28	外来緩和ケア管理料
P10	重度アルコール依存症入院医療管理加算	P29	移植後患者指導管理料（臓器移植後）
P11、P12	栄養サポートチーム加算	P30	移植後患者指導管理料（造血幹細胞移植後）
P13	医療安全対策加算	P31	糖尿病透析予防指導管理料
P14	感染防止対策加算	P32、P33	在宅患者（同一建物居住者）訪問看護・指導料 3
P15	患者サポート体制充実加算	P34、P35	在宅患者訪問褥瘡管理指導料
P16	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	P36	運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
P17	呼吸ケアチーム加算	P37	がん患者リハビリテーション料
P18	特定集中治療室管理料	P38	入院生活技能訓練療法
P19	ハイケアユニット入院医療管理料	P39	持続的難治性下痢便ドレナージ
P20	回復期リハビリテーション病棟入院料	P40	人工肛門・人口膀胱造設術前処置加算
P21	地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料 1		

入院基本料

A100注6
A104注5
A105注4

看護必要度加算

項目	点数	対象職種	算定要件
看護必要度加算	1 30点 2 15点	(看護師)	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入は、 院内研修を受けたもの が行うものであること。 なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

職種については明確に記載されていない

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

研修内容…
(院内研修担当者)
ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（1日程度）
イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 (イ) 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
 (ロ) 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法
 実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で検証を行うこと。
(評価表記入者)
・上記所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修

平成26年改定で研修内容が変わっているため、平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

入院基本料等加算

A207-3

急性期看護補助体制加算 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
急性期看護補助体制加算	(1日につき) 1 (25対1 看護補助者 5割以上) 160点 2 (25対1 看護補助者 5割未満) 140点 3 (50対1) 120点 4 (75対1) 80点	看護補助者	急性期看護補助体制加算を算定する保険医療機関については、急性期看護における適切な <u>看護補助のあり方に関する院内研修</u> を開催する必要がある。また、当該加算に係る看護補助業務に従事する看護補助者は、以下の <u>基礎知識を習得できる内容を含む院内研修</u> を年1回以上受講した者であること。

研修内容…
ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
エ 日常生活にかかわる業務
オ 守秘義務、個人情報の保護
カ 看護補助業務における医療安全と感染防止等

入院基本料等加算

A214

看護補助加算 (院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
看護補助加算	(1日につき) 1 109点 2 84点 3 56点	(看護師)	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票の記入は、 院内研修 を受けたものが行うものであること。なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

職種については明確に記載されていない

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

平成26年改定で研修内容が変わっているため、
平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

研修内容…
(院内研修担当者)
ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（1日程度）
イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
(イ) 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
(ロ) 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法
実際に、患者の重症度、医療・看護必要度が正確に測定されているか定期的に院内で検証を行うこと。
(評価表記入者)
・上記所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修

入院基本料等加算

A226-2

緩和ケア診療加算 (看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
緩和ケア診療加算	(1日につき) 400点	看護師	5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、 緩和ケア病棟等における研修 を修了している者

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」又は「乳ガン看護」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」の専門看護師教育課程
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「がん放射線療法看護」のいずれかの研修

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。(6月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの)

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
- (ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
- (ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
- (二) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (チ) コンサルテーション方法
- (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

入院基本料等加算

A226-3

有床診療所緩和ケア診療加算 (看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
有床診療所緩和ケア診療加算	(1日につき) 150点	看護師	看護師は以下の いずれかの研修 を修了している者であること。ただし、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」又は「乳ガン看護」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」の専門看護師教育課程
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「がん放射線療法看護」

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。(2日以上かつ10時間の研修期間で、修了証が交付されるもの)

イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) 緩和ケア総論及び制度等の概要
- (ロ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- (ハ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

入院基本料等加算

A230-4

精神科リエゾンチーム加算

項目	点数	対象職種	算定要件
精神科リエゾンチーム加算	(週 1 回) 200点	看護師	精神科等の経験を 5 年以上有する、 所定の研修 を修了した専任の常勤の看護師

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」
- ・日本看護協会認定の看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程
- ・日本精神科看護技術協会認定「精神科認定看護師」

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（6 月以上かつ600時間以上の研修期間であって、修了証が交付されるもの）。

イ 精神看護関連領域に係る専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものである。

(イ) 精神看護関連領域に必要な理論及び保健医療福祉制度等の概要

(ロ) 精神症状の病因・病態、治療

(ハ) 精神看護関連領域における倫理的課題と対応方法

(ニ) 精神看護関連領域に関するアセスメントと援助技術

(ホ) 患者・家族の支援、関係調整

(ヘ) ケアの連携体制の構築（他職種・他機関との連携、社会資源の活用）

(ト) ストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと精神看護関連領域に必要な看護実践を含むものであること。

入院基本料等加算

A231-3 重度アルコール依存症入院医療管理加算 (看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
重度アルコール依存症 入院医療管理加算	(1 日につき) 1 30日以内 200点 2 31日以上60日以内 100点	看護師	<u>アルコール依存症に係る適切な研修</u> を修了 ただし、 <u>看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者</u> については少なくともいずれか1名が <u>研修を修了</u> していること。

該当すると思われる研修・団体名

・日本精神科病院協会

* MPI調べ

研修内容…

イ 看護師の研修については、アルコール依存症に関する専門的な知識及び技術を有する看護師の養成を目的とした25時間以上を要する研修で、次の内容を含むものであること。

- (イ) アルコール依存症の概念と治療
- (ロ) アルコール依存症者の心理
- (ハ) アルコール依存症の看護・事例検討
- (ニ) アルコール依存症と家族
- (ホ) アルコールの内科学
- (ヘ) 病棟実習

入院基本料等加算

A233-2

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

項目	点数	対象職種	算定要件
栄養サポートチーム加算	(週 1 回) 200点	看護師 薬剤師 管理栄養士	・ 栄養管理に係る所定の研修 を修了した 看護師・薬剤師・管理栄養士

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本静脈経腸栄養学会の認定教育施設における合計40時間の実地修練
- ・日本栄養士会「栄養サポートチーム担当者研修会」
- ・日本健康・栄養システム学会「栄養サポートチーム研修」
- ・日本健康・栄養システム学会の臨床栄養士となるための研修
- ・日本栄養士会が行っている「TNT-D」と併せて「TNT-D追加研修（12時間以上の講義かつ16時間以上の臨床研修）」
- ・日本病態栄養学会「NSTセミナー（新規研修コース）」
- ・（看護師）日本看護協会の認定看護師（摂食・嚥下障害看護）となるために必要な研修
- ・日本病態栄養学会「NSTコーディネータとなるための研修」と併せて「NSTセミナー（追加研修コース）」

入院基本料等加算

A233-2

栄養サポートチーム加算

(看護師、薬剤師、管理栄養士)

研修内容…

- ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、40時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。
- イ 栄養管理のための専門的な知識・技術を有する看護師、薬剤師及び管理栄養士等の養成を目的とした研修であること。
なお、当該研修には、次の内容を含むものであること。
 - (イ) 栄養障害例の抽出・早期対応（スクリーニング法）
 - (ロ) 栄養薬剤・栄養剤・食品の選択・適正使用法の指導
 - (ハ) 経静脈栄養剤の側管投与法・薬剤配合変化の指摘
 - (ニ) 経静脈輸液適正調剤法の取得
 - (ホ) 経静脈栄養のプランニングとモニタリング
 - (ヘ) 経腸栄養剤の衛生管理・適正調剤法の指導
 - (ト) 経腸栄養・経口栄養のプランニングとモニタリング
 - (チ) 簡易懸濁法の実施と有用性の理解
 - (リ) 栄養療法に関する合併症の予防・発症時の対応
 - (ヌ) 栄養療法に関する問題点・リスクの抽出
 - (ル) 栄養管理についての患者・家族への説明・指導
 - (ヲ) 在宅栄養・院外施設での栄養管理法の指導

入院基本料等加算

A234

医療安全対策加算

(看護師、薬剤師、その他医療有資格者)

項目	点数	対象職種	算定要件
医療安全対策加算	(入院初日) 1 85点 2 35点	看護師 薬剤師 その他の医療有資格者	医療安全対策に係る適切な研修 を修了した専従 (加算2は専任)の看護師、薬剤師その他の医療有 資格者が医療安全管理者として配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

研修内容…

ア 当該保険医療機関内に、医療安全対策に係る適切な研修を修了した専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること。なお、ここでいう適切な研修とは、次に掲げる全ての事項に該当するものをいう。また、既に受講している研修がこれらの事項を満たしていない場合には、不足する事項を補足する研修を追加受講することで差し支えない。

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催するものであること。
- (ロ) 医療安全管理者としての業務を実施する上で必要な内容を含む通算して40時間以上又は5日程度のものであること。
- (ハ) 講義又は具体例に基づく演習等により、医療安全の基礎的知識、安全管理体制の構築、医療安全についての職員に対する研修の企画・運営、医療安全に資する情報収集と分析、対策立案、フィードバック、評価、事故発生時の対応、安全文化の醸成等について研修するものであること。

入院基本料等加算

A234-2

感染防止対策加算 (看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
感染防止対策加算	(入院初日) 1 400点 2 100点	看護師	5年以上感染管理に従事した経験を有し、 感染管理に係る適切な研修 を修了

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・国及び医療関係団体等
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「感染管理」の研修
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「感染症看護」の専門看護師教育課程
- ・東京医療保健大学大学院が行っている感染症防止対策に係る6か月研修「感染制御実践看護学講座」

研修内容…

- ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（6月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）
- イ 感染管理のための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的
- ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること
 - (イ) 感染予防・管理システム
 - (ロ) 医療関連感染サーベイランス
 - (ハ) 感染防止技術
 - (ニ) 職業感染管理
 - (ホ) 感染管理指導
 - (ヘ) 感染管理相談
 - (ト) 洗浄・消毒・滅菌とファシリティマネジメント等について

入院基本料等加算

A234-3

患者サポート体制充実加算

項目	点数	対象職種	算定要件
患者サポート体制充実加算	(入院初日) 70点	医師 看護師 薬剤師 社会福祉士 その他の医療 有資格者等 医療有資格 者以外	患者又はその家族（以下「患者等」という。）からの様々な相談に対応における相談窓口配置されている職員は医療関係団体等が実施する医療対話仲介者の養成を目的とした研修を修了していることが望ましい。（医療有資格者以外の者は必須）

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・医療関係団体等

研修内容…
(医療有資格者以外の場合)
平成25年4月1日以降については、以下の要件を満たすものをいう。
ア 医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針（平成25年1月10日付医政総発0110第2号厚生労働省医政局総務課長通知）の内容を満たすものである。
イ 研修期間は通算して20時間以上又は3日程度のものである。また、当該加算の届出を行う時点で、1年以上の医療機関の勤務経験があり、勤務する医療機関において、各診療部門の現場を見学し、診療状況等についてスタッフと情報の共有を行っていること。

入院基本料等加算

A236

褥瘡ハイリスク患者ケア加算 (看護師等)

項目	点数	対象職種	算定要件
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	(入院中 1 回) 500点	看護師等	褥瘡ハイリスク患者のケアに従事した経験を 5 年以上有する看護師等であって、 褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修 を修了した者を褥瘡管理者として専従で配置していること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 国及び医療関係団体等

該当すると思われる研修・団体名

- 日本褥瘡学会

* MPI調べ

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる通算して 6 か月程度の研修

イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修

入院基本料等加算

A242

呼吸ケアチーム加算

項目	点数	対象職種	算定要件
呼吸ケアチーム加算	(週 1 回) 150点	看護師	5 年以上呼吸ケアを必要とする患者の看護に従事し、 呼吸ケアに係る適切な研修 を修了した者であること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「慢性呼吸器疾患看護」
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「集中ケア」、「新生児集中ケア」、「救急看護」又は「小児救急看護」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「急性・重症患者看護」の専門看護師教育課程

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。（6 月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）

イ 呼吸ケアに必要な専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習は、次の内容を含むものであること。

- (イ) 呼吸ケアに必要な看護理論及び医療制度等の概要
- (ロ) 呼吸機能障害の病態生理及びその治療
- (ハ) 呼吸ケアに関するアセスメント（呼吸機能、循環機能、脳・神経機能、栄養・代謝機能、免疫機能、感覚・運動機能、痛み、検査等）
- (ニ) 患者及び家族の心理・社会的アセスメントとケア
- (ホ) 呼吸ケアに関する看護技術（気道管理、酸素療法、人工呼吸管理、呼吸リハビリテーション等）
- (ヘ) 安全管理（医療機器の知識と安全対策、感染防止と対策等）
- (ト) 呼吸ケアのための組織的取組とチームアプローチ
- (チ) 呼吸ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- (リ) コンサルテーション方法

エ 実習により、事例に基づくアセスメントと呼吸機能障害を有する患者への看護実践

特定集中治療室管理料

特定入院料

A301

項目	点数	対象職種	算定要件
特定集中治療室管理料	(1日につき) 1・2 イ 7日以内13,650点 □ 8日以上14日以内(2広範 囲熱傷は60日以内) 12,126点 3・4 イ 7日以内9,361点 □ 8日以上14日以内(4広範 囲熱傷は60日以内) 7,837点	(看護師) 職種については明確に記載されていない	「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要 度に係る評価票」の記入は、 院内研修 を受けた ものが行うものであること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

平成26年改定で研修内容が変わっているため、
平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

研修内容…

- (院内研修担当者)
- ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること(1日程度)
- イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - (イ) 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
 - (ロ) 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法
- (評価表記入者)
- ・上記所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修

特定入院料

A301-2

ハイケアユニット入院医療管理料

項目	点数	対象職種	算定要件
ハイケアユニット入院 医療管理料	(1 日につき) 1 6,584点 2 4,084点	(看護師)	「ハイケアユニット用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票」の記入は、 院内研修 を受けたものが行うものであること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)
「評価者養成のための研修」に準ずる研修
国立保護医療科学院「ハイケアユニットにおける患者評価に係る研修会」
社団法人病院管理研究協会「ハイケアユニットにおける患者評価に係る研修」
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの)若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

職種については明確に記載されていない

研修内容…
(院内研修担当者)
ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (1 日程度)
イ 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
(イ) 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
(ロ) 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法
(評価表記入者)
・上記所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの)若しくは評価に習熟したものが行う研修

平成26年改定で研修内容が変わっているため、
平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

特定入院料

A308

回復期リハビリテーション病棟入院料

項目	点数	対象職種	算定要件
回復期リハビリテーション病棟入院料	1 2,025点 (生活療養を受ける場合、2,011点) 2 1,811点 (生活療養を受ける場合、1,796点) 3 1,657点 (生活療養を受ける場合、1,642点)	(看護師) 職種については明確に記載されていない	当該日常生活機能評価表及び看護必要度評価票 A 項目の記入は、 院内研修 を受けたものが行うものであること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

研修内容

(院内研修担当者)

ア 日常生活機能評価を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (1 日程度)
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価表の構成と評価方法
 - ② 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法

イ 看護必要度評価票 A 項目を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (1 日程度)
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
 - ② 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法

(評価表記入者)

・上記所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修

平成26年改定で研修内容が変わっているため、平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

地域包括ケア病棟入院料 入院医療管理料 1

特定入院料

A308-3

項目	点数	対象職種	算定要件
地域包括ケア 病棟入院料 (入院医療管 理料)	(1日につき) 1 2,558点 (生活療養を受ける場合 2,544点) 2 2,058点 (生活療養を受ける場合 2,044点)	(看護師) 職種については明確に記載されていない	当該日常生活機能評価表及び看護必要度評価票 A項目の記入は、 院内研修 を受けたものが行うもの であること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

研修内容

(院内研修担当者)

ア 日常生活機能評価を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (1日程度)
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価表の構成と評価方法
 - ② 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法

イ 看護必要度評価票 A 項目を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること (1日程度)
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
 - ② 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法

(評価表記入者)

・上記所定の研修を修了したもの(修了証が交付されているもの) 若しくは評価に習熟したものが行う研修

平成26年改定で研修内容が変わっているため、
平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

特定入院料

A312

精神療養病棟入院料

項目	点数	対象職種	算定要件
精神療養病棟入院料	(1 日につき) 1,090点	看護職員	専門機関等が主催する <u>作業療法又は生活技能訓練に関する 所定の研修</u> を修了したものであること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・専門機関等

該当すると思われる研修・団体名
・日本精神科病院協会

* MPI調べ

認知症治療病棟入院料 2

特定入院料

A314

項目	点数	対象職種	算定要件
認知症治療 病棟入院料	(1日につき)	看護師	(2のみ) 精神科医師及び認知症治療病棟に専従する作業療法士がそれぞれ1名以上勤務している。ただし、認知症患者の作業療法の経験を有する看護師（専門機関等が主催する 認知症指導に関する所定の研修 を修了した者）が1人以上勤務する認知症治療病棟にあっては、作業療法士が週1回以上当該病棟において患者の作業療法についての評価を行う場合には、当分の間、作業療法士が1人以上勤務していることとみなす。この場合、当該看護師は当該入院料を算定する際の看護師の員数には算入しない。
	1		
	イ 30日以内		
	□ 31日以上60日以内		
	ハ 61日以上		
	2		
	イ 30日以内		
	□ 31日以上60日以内		
	ハ 61日以上		

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・専門機関等

該当すると思われる研修・団体名
・日本精神科病院協会

* MPI調べ

特定入院料

A317

特定一般病棟入院料

(院内研修)

項目	点数	対象職種	算定要件
特定一般病棟入院料	(1日につき) 1 1,121点 2 960点	(看護師)	当該日常生活機能評価表及び看護必要度評価票 A 項目の記入は、 院内研修 を受けたものが行うものであること。 なお、院内研修は、次に掲げる所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

職種については明確に記載されていない

診療報酬に明記されている研修名、団体名
(院内研修担当者)・国及び医療関係団体等
(評価表記入者)・所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修であることが望ましい。

研修内容
(院内研修担当者)

ア 日常生活機能評価を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（1日程度）
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 日常生活機能評価の考え方、日常生活機能評価表の構成と評価方法
 - ② 日常生活機能評価に係る院内研修の企画・実施・評価方法

イ 看護必要度評価票 A 項目を測定する場合

- (イ) 国及び医療関係団体等が主催する研修であること（1日程度）
- (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
 - ① 重症度、医療・看護必要度の考え方、重症度、医療・看護必要度に係る評価票の構成と評価方法
 - ② 重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の企画・実施・評価方法

(評価表記入者)

・上記所定の研修を修了したもの（修了証が交付されているもの）若しくは評価に習熟したものが行う研修

平成26年改定で研修内容が変わっているため、平成26年以降の研修を受講するよう努めることが望ましい。

医学管理等

B001「20」

糖尿病合併症管理料

項目	点数	対象職種	算定要件
糖尿病合併症管理料	(月 1 回) 170点	看護師	糖尿病足病変患者の看護に従事した経験を 5 年以上有する専任の常勤看護師であって、 糖尿病足病変の指導に係る適切な研修 を修了した者が 1 名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・国及び医療関係団体等
- ・糖尿病重症化予防（フットケア）研修を行っている日本糖尿病教育・看護学会等
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「糖尿病看護」の研修
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア（旧創傷・オストミー・失禁（WOC）看護）」の研修
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院の「慢性疾患看護」の専門看護師教育課程

研修内容…

ア 国及び医療関係団体等（糖尿病重症化予防（フットケア）研修を行っている日本糖尿病教育・看護学会等）が主催する研修であること。

イ 糖尿病患者へのフットケアの意義・基礎知識、糖尿病足病変に対する評価方法、フットケア技術、セルフケア支援及び事例分析・評価等の内容が含まれるものであること。

ウ 糖尿病足病変に関する患者指導について十分な知識及び経験のある看護師等が行う演習が含まれるものであること。

エ 通算して16時間以上のものであること

医学管理等

B001「23」 **がん患者指導管理料1・2**
(看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者指導管理料 1	医師が看護師と共同して 診療方針等について話し 合い、その内容を文書等 により提供した場合 500点	看護師	緩和ケアの研修 を修了した医師及び専任の看護師 がそれぞれ 1 名以上配置されていること。なお、診断 結果及び治療方針の説明等を行う際には両者が 同席して行うこと。
がん患者指導管理料 2	医師又は看護師が心理 的不安を軽減するための 面接を行った場合] 200点		緩和ケアの研修 を修了した医師及び専任の看護師 がそれぞれ 1 名以上配置されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・緩和ケア研修会
- ・都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」、「摂食・嚥下障害看護」又は「皮膚・排泄ケア」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院「がん看護」、又は「精神看護」の専門看護師教育課程

医学管理等

B001「23」 がん患者指導管理料1・2 (看護師)

研修内容…

カウンセリング等に係る適切な研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。

ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。(6 月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの)

イ がん看護又はがん看護関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

(イ) がん看護又はがん看護関連領域に必要な看護理論及び医療制度等の概要

(ロ) 臨床倫理（告知、意思決定、インフォームド・コンセントにおける看護師の役割）

(ハ) がん看護又はがん看護関連領域に関するアセスメントと看護実践

(ニ) がん看護又はがん看護関連領域の患者及び家族の心理過程

(ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法

(ヘ) がん患者のための医療機関における組織的取組とチームアプローチ

(ト) がん看護又はがん看護関連領域におけるストレスマネジメント

(チ) コンサルテーション方法

エ 実習により、事例に基づくアセスメントとがん看護又はがん看護関連領域に必要な看護実践

医学管理等

B001「24」

外来緩和ケア管理料 (看護師)

項目	点数	対象職種	算定要件
外来緩和ケア管理料	(月1回) 300点	看護師	5年以上悪性腫瘍患者の看護に従事した経験を有し、 緩和ケア病棟等における研修 を修了している者であること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・国及び医療関係団体等
- ・緩和ケア研修会
- ・都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」、「摂食・嚥下障害看護」又は「皮膚・排泄ケア」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院「がん看護」、又は「精神看護」の専門看護師教育課程

研修内容…

- ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。（6月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）
 - イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
 - ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
 - (イ) ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
 - (ロ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
 - (ハ) 悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
 - (ニ) 緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
 - (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
 - (ヘ) ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
 - (ト) ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
 - (チ) コンサルテーション方法
 - (リ) ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について
- エ 実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

移植後患者指導管理料 (臓器移植後)

医学管理等

B001 「25」

項目	点数	対象職種	算定要件
移植後患者指導管理料	(月1回) 臓器移植後の場合 300点	看護師	臓器移植に従事した経験を2年以上有し、 移植医療に係る適切な研修 を修了した専任の常勤看護師

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・医療関係団体
- ・日本看護協会主催の看護研修学校又は神戸研修センターで行われている3日間以上で演習を含む臓器移植に関する研修
- ・日本移植コーディネーター協議会が主催する日本移植コーディネーター協議会（JATCO）総合研修会

研修内容…

(イ) 医療関係団体が主催するものであること。

(ロ) 移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して3日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は10時間以上のものとする。

(ハ) 講義又は演習等により、臓器移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

移植後患者指導管理料 (造血幹細胞移植後)

医学管理等

B001「25」

項目	点数	対象職種	算定要件
移植後患者指導管理料	(月1回) 造血幹細胞移植後の 場合 300点	看護師	造血幹細胞移植に従事した経験を2年以上有し、 移植医療に係る適切な研修 を修了した専任の常勤看護師

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・医療関係団体
- ・日本造血細胞移植学会が主催する看護教育セミナー
- ・日本造血細胞移植学会が主催する、造血細胞移植後フォローアップのための看護師研修会

研修内容…

- (イ) 医療関係団体が主催するものであること。
- (ロ) 移植医療に関する業務を実施する上で必要な内容を含み、通算して3日間以上の、講義、演習又は実習等からなる研修であること。ただし、実習を除く、講義又は演習等は10時間以上のものとする。
- (ハ) 講義又は演習等により、臓器移植の特性に応じた、移植の適応、免疫反応、感染症等の合併症、移植プロセスに応じたコーディネーション等について研修するものであること。

医学管理等

B001「27」

糖尿病透析予防指導管理料

項目	点数	対象職種	算定要件
糖尿病透析予防指導管理料	350点	看護師	糖尿病及び糖尿病性腎症の予防指導に従事した経験を2年以上有し、かつ、この間に通算1,000時間以上糖尿病患者の療養指導を行った者であって、適切な研修を修了した者

診療報酬に明記されている研修名、団体名
国及び医療関係団体等

- ①日本看護協会認定看護師教育課程「糖尿病看護」「透析看護」の研修
- ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「慢性疾患看護」の専門看護師教育課程
- ③日本糖尿病療養指導士認定機構が認定している糖尿病療養指導士の受講者用講習会

研修内容…

- ① 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。
- ② 糖尿病患者への生活習慣改善の意義・基礎知識、評価方法、セルフケア支援及び事例分析・評価等の内容が含まれるものであること。
- ③ 糖尿病患者の療養指導について十分な知識及び経験のある医師、看護師等が行う演習が含まれるものであること。
- ④ 通算して10時間以上のものであること。

在宅医療

C005
C005-1-2

訪問看護・指導料3

（緩和ケア・褥瘡ケア）

項目	点数	対象職種	算定要件
在宅患者訪問看護・指導料 同一建物居住者訪問看護・指導料	1（略） 2（略） 3 悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合1,285点（月1回）	看護師	（3のみ） 当該保険医療機関において、緩和ケア又は褥瘡ケアを行うにつき、 専門の研修を受けた看護師が配置 されていること。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

（緩和ケア）

- ・国及び医療関係団体等
- ・緩和ケア研修会
- ・都道府県指導者研修会（国立がん研究センター主催）等
- ・日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」、「摂食・嚥下障害看護」又は「皮膚・排泄ケア」
- ・日本看護協会が認定している看護系大学院「がん看護」、又は「精神看護」の専門看護師教育課程

（褥瘡ケア）

- ・国及び医療関係団体等
- ・日本看護協会の認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」

該当すると思われる研修・団体名

・日本在宅褥瘡創傷ケア推進協会

* MPI調べ

在宅患者（同一建物居住者）

在宅医療

C005

C005-1-2

訪問看護・指導料3 （緩和ケア・褥瘡ケア）

研修内容…

（１）緩和ケアに係る専門の研修

- ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であること。（６月以上かつ600時間以上研修期間で、修了証が交付されるもの）
- イ 緩和ケアのための専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。
- ウ 講義及び演習により、次の内容を含むものであること。
 - （イ）ホスピスケア・疼痛緩和ケア総論及び制度等の概要
 - （ロ）悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群のプロセスとその治療
 - （ハ）悪性腫瘍又は後天性免疫不全症候群患者の心理過程
- （二）緩和ケアのためのアセスメント並びに症状緩和のための支援方法
- （ホ）セルフケアへの支援及び家族支援の方法
- （ヘ）ホスピス及び疼痛緩和のための組織的取組とチームアプローチ
- （ト）ホスピスケア・緩和ケアにおけるリーダーシップとストレスマネジメント
- （チ）コンサルテーション方法
- （リ）ケアの質を保つためのデータ収集・分析等について
- （ヌ）実習により、事例に基づくアセスメントとホスピスケア・緩和ケアの実践

（２）褥瘡ケアに係る専門の研修

- ア 国及び医療関係団体等が主催する研修であって、褥瘡管理者として業務を実施する上で必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる通算して６か月程度の研修
- イ 講義及び演習等により、褥瘡予防管理のためのリスクアセスメント並びにケアに関する知識・技術の習得、コンサルテーション方法、質保証の方法等を具体例に基づいて実施する研修

在宅医療

C013

在宅患者訪問褥瘡管理指導料

項目	点数	対象職種	算定要件
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	(初回カンファレンスから6月以内2回に限り) 750点	看護師	当該保険医療機関に以下の3名から構成される在宅褥瘡対策チームが設置されている ア 常勤の医師 イ 保健師、助産師、看護師又は准看護師 ウ 常勤の管理栄養士 在宅褥瘡対策チームのア、イ（准看護師を除く）のいずれか1人以上については医科の要件を満たす在宅褥瘡管理者である。 ア 5年以上医師又は看護師として医療に従事し、褥瘡対策について1年以上の経験を有する者 イ 在宅褥瘡ケアに係る所定の研修を修了 しているもの

経過措置期間 平成26年9月30日まで

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・学会等
- ・日本褥瘡学会が実施する褥瘡在宅セミナー
- ・在宅褥瘡管理者研修対応と明記された教育セミナー並びに学術集会の教育講演
- ・日本褥瘡学会認定師、日本褥瘡学会在宅褥瘡予防・管理師は、所定の研修を修了したとみなされる。
- ・（看護師）皮膚・排泄ケア認定看護師の研修についても所定の研修を修了したとみなされる。

該当すると思われる研修・団体名

- ・ 日本在宅褥瘡創傷ケア推進協会

* MPI調べ

在宅医療

C013

在宅患者訪問褥瘡管理指導料

研修内容…

学会等が実施する在宅褥瘡管理のための専門的な知識、技術を有する医師、看護師等の養成を目的とした6時間以上を要する講義及び褥瘡予防・管理ガイドラインに準拠した予防、治療、ケアの実施に関する症例報告5事例以上の演習を含む研修であり、当該学会等より修了証が交付される研修であること。なお、当該学会等においては、症例報告について適切な予防対策・治療であったことを審査する体制が整備されていること。また、当該研修の講義に係る内容については、次の内容を含むものであること。

- ア 管理の基本
- イ 褥瘡の概要
- ウ 褥瘡の予防方法
- エ 褥瘡の治療
- オ 発生後の褥瘡ケア
- カ 在宅褥瘡医療の推進

在宅患者訪問看護指導料・同一建物居住者訪問看護指導料の3に規定される褥瘡ケアに係る専門の研修を修了した看護師（3ページ前）については、当該研修を修了したものとみなすものであること。

リハビリテーション

H002

運動器リハビリテーション料(Ⅱ)

項目	点数	対象職種	算定要件
運動器リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料 (Ⅱ)(1単位) 170点	看護師 准看護師 あん摩マッサージ 指圧師又は 柔道整復師	当分の間、適切な <u>運動器リハビリテーションに係る研修を修了</u> した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、理学療法士が勤務しているものとして届け出ることができる。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・国及び医療関係団体等

①日本運動器リハビリテーション学会の行う運動器リハビリテーションセラピスト研修、

②全国病院理学療法協会の行う運動療法機能訓練技能講習会

研修内容…
運動器リハビリテーションに関する理論、評価法及び医療保険等に関する総合的な内容を含む数日程度の研修会であって、関係学会等により開催されているものを指す。運動器リハビリテーションに関する理論、評価法等に関する基本的内容を含む研修会

* 備考
また、当分の間、適切な運動器リハビリテーションに係る研修を修了した看護師、准看護師、あん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師が、専従の常勤職員として勤務している場合であって、運動器リハビリテーションの経験を有する医師の監督下に当該療法を実施する体制が確保されている場合に限り、理学療法士が勤務しているものとして届け出ることができる。ただし、当該あん摩マッサージ指圧師等は、呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)等との兼任はできないこと。

リハビリテーション

H007-2

がん患者リハビリテーション料

項目	点数	対象職種	算定要件
がん患者 リハビリテーション料 (1単位)	(1単位) 205点	医師 看護師(病棟において がん患者ケアにあたる看 護師1名以上)	当該保険医療機関において、がん患者のリハビリテーションを行うにつき、十分な経験を有する専任の常勤医師が1名以上勤務していること。 なお、十分な経験を有する専任の常勤医師とは、以下のいずれも満たす者のことをいう。 ア リハビリテーションに関して十分な経験を有すること。 イ <u>がん患者のリハビリテーションに関し、適切な研修を修了</u> していること。 なお、適切な研修とは以下の要件を満たすものをいう。

診療報酬に明記されている研修名、団体名
・「がんのリハビリテーション研修」(厚生労働省委託事業) その他関係団体

- 研修内容…
- (ロ) 研修期間は通算して14時間程度のものであること。
 - (ハ) 研修内容に以下の内容を含むこと。
 - (a) がんのリハビリテーションの概要
 - (b) 周術期リハビリテーションについて
 - (c) 化学療法及び放射線療法中あるいは療法後のリハビリテーションについて
 - (d) がん患者の摂食・嚥下・コミュニケーションの障害に対するリハビリテーションについて
 - (e) がんやがん治療に伴う合併症とリハビリテーションについて
 - (f) 進行癌患者に対するリハビリテーションについて
 - (ニ) 研修にはワークショップや、実際のリハビリテーションに係る手技についての実技等を含むこと。
 - (ホ) リハビリテーションに関するチーム医療の観点から、同一の医療機関から、医師、病棟においてがん患者のケアに当たる看護師、リハビリテーションを担当する理学療法士等がそれぞれ1名以上参加して行われるものであること。

精神科専門療法

I008

入院生活技能訓練療法

項目	点数	対象職種	算定要件
入院生活技能訓練療法	(週 1 回を限度に算定) 1 入院の日から起算して 6 月以内の期間に行った場合 100点 2 入院の日から起算して 6 月を超えた期間に行った場合 75点	看護補助者	経験のある2人以上の従業者が行った場合で、少なくとも 1 人は、看護師、准看護師又は作業療法士のいずれかとし、他の 1 人は精神保健福祉士、臨床心理技術者又は看護補助者のいずれかとする必要がある。なお、看護補助者は専門機関等による 生活技能訓練、生活療法又は作業療法に関する研修 を修了したものでなければならない。

該当すると思われる研修・団体名

- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 一般社団法人 SST普及協会

* MPI調べ

研修内容…
生活技能訓練、生活療法又は作業療法に関する研修

処置

J022-5

持続的難治性下痢便ドレナージ

項目	点数	対象職種	算定要件
持続的難治性下痢便ドレナージ	(開始日) 50点	看護師	持続的難治性下痢便ドレナージは、当該技術に関する十分な経験を有する医師又は5年以上の急性期患者の看護に従事した経験を有し、急性期患者の 皮膚・排泄ケア等に係る適切な研修 を修了した看護師が実施することがのぞましい。

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- 日本看護協会認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」「救急看護」「集中ケア」の研修

研修内容

ア 国及び医療機関団体等が主催する研修で（6月以上の研修期間で、修了証が交付されるもの）

イ 急性期看護又は排泄ケア関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修

- (イ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域に必要な看護理論および医療制度等の概要
- (ロ) 看護倫理
- (ハ) 医療安全管理
- (ニ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域に関するアセスメントと看護実践
- (ホ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域の患者及び家族の支援方法
- (ヘ) コンサルテーション方法

手術

K939-3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

項目	点数	対象職種	算定要件
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	450点	看護師	人工肛門又は人工膀胱のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、 <u>人工肛門又は人工膀胱のケアにかかる適切な研修</u> を修了

診療報酬に明記されている研修名、団体名

- ・日本看護協会認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」
- ・日本ストーマリハビリテーション学会「周手術期ストーマケア研修」

研修内容

ア 医療関係団体等が認定する教育施設において実施され、20時間以上を要し、当該団体より修了証が交付される研修であること。

イ 急性期看護又は排泄ケア関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修であること。

人工肛門又は人工膀胱のケアにかかる適切な研修

日本看護協会認定看護師教育課程「皮膚・排泄ケア」及び日本ストーマリハビリテーション学会の周手術期ストーマケア研修（20時間以上）の研修が該当する。なお、研修には、講義及び演習により、次の内容を含むものであること。

- (イ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域に必要な看護理論および医療制度等の概要
- (ロ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域に関するアセスメントと看護実践
- (ハ) 急性期看護又は排泄ケア関連領域の患者及び家族の支援方法